

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における

技術提案説明書

〔御堂筋道路空間再編工事等に伴う工事監督総合支援業務委託〕

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

御堂筋道路空間再編工事等に伴う工事監督総合支援業務委託

2) 業務目的

本業務は、ミナミエリアにおける空間再編事業（御堂筋側道歩行者空間化事業、千日前通（難波交差点）空間再編事業及びなんば駅周辺空間再編事業）に伴う工事について、全体の最適工程に向けた発注者意思決定支援及び工程影響要因の分析対策案の検討、全体工程の見直し（分析と対応策の検討）など、工事アドバイザーを実施し、また、品質管理・検査、工事管理などの基礎業務を一体的に実施し、確実な履行や安全確保はもとより、円滑な工事進捗と、確実な品質確保、施工状況等を総合的に支援することで体制強化を図り、円滑な事業進捗につなげていくために実施するものである。

3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書を参照すること。

① 工事アドバイザー業務

ミナミエリアにおける空間再編事業（御堂筋側道歩行者空間化事業、千日前通（難波交差点）空間再編事業及びなんば駅周辺空間再編事業）について、全体の最適工程に向けた発注者意思決定支援及び工程影響要因の分析対策案の検討、全体工程の見直し（分析と対応策の検討）などの工事アドバイザーを実施する。

② 基礎業務

ミナミエリアにおける空間再編事業（御堂筋側道歩行者空間化事業、千日前通（難波交差点）空間再編事業及びなんば駅周辺空間再編事業）について、工事管理（現場状況確認、安全管理、品質管理、出来形管理など）の基礎業務を実施する。

4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。詳細は様式-9のとおりとする。

1. 業務対象である複数工事の円滑な事業進捗を図るにあたっての課題や留意点及びそれらの取り組み方針
2. 1. を踏まえた効率的かつ効果的な業務実施体制や方法及びICT技術を活用した業務遂行方法

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和6年3月31日

6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| ①報告書（A 4 版金文字黒表紙） | 2 部 |
| ②電子データ | 2 部 |

7) その他

本業務の特記仕様書は別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。（大阪市HP→組織一覧→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件）

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 入札参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は以下のとおりである。

（単体企業に関する条件）

- ①建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「道路部門」の登録を受け、令和 2・3・4 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント 504：道路」に登録している者。建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。
- ②大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条 4 の規定に該当していない者。
- ⑥業務実施上の条件として、平成 23 年度以降に、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による、次に示す「規定業務」について、元請実績を有していることとする。

【規定業務】

1. 発注者支援業務（工事監督支援業務）

（共同企業体の構成員に関する条件）

- ①共同企業体により参加する場合は、共同企業体の全ての構成員は、建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「道路部門」の登録を受け、代表者が令和 2・3・4 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント 504：道路」に登録していること。建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。
- ②大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条 4 の規定に該当していない者。
- ⑥業務委託特別共同企業体結成届（様式一 6 の 1）および業務委託特別共同企業体協定書（様式一 6 の 2）の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同

企業体または単体で入札に参加することはできない。

- ⑦業務実施上の条件として、共同企業体の代表者は平成 23 年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による、次に示す「規定業務」について、元請実績を有していることとする。

【規定業務】

1. 発注者支援業務（工事監督支援業務）

- ⑧共同企業体の構成員（代表者含む）に関する条件は以下の通りとする。

- ・共同企業体の代表者は出資比率が構成員中最大であること。
- ・各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- ・単体企業での参加申込と共同企業体（代表者含む）を重複することはできない。

- 2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

①配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、それぞれ以下の資格を有する者であり、管理技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者とする。

<管理技術者>

下記ア～エの資格のうちいずれか一つに該当する者とする。

- ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「道路」又は「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設—道路」又は「建設—都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ 建設業法第 27 条の規定に基づく 1 級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、1 級技士の称号を付与されている者。
- エ 上記ア、イと同等の能力と経験を有する者（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）。

<担当技術者>

下記ア～オの資格のうちいずれか一つに該当する者とする。

- ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「道路」又は「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設—道路」又は「建設—都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ 技術士法による第一次試験のうち技術部門を建設部門（専門科目を「建設」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- エ 建設業法第 27 条の規定に基づく 1 級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、1 級技士の称号を付与されている者、又は、建設業法第 27 条の規定に基づく 2 級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、2 級技士の称号を付与されている者。

オ 道路関係の技術的行政経験（※）を10年以上有する者。

※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として工事設計又は工事監督業務に従事したことを言う。

②配置予定技術者の業務実績

<管理技術者>

業務実施上の条件として、次に示す2つの「規定業務」のうち、いずれか又は両方について、平成23年度以降に、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務の元請による業務において、管理技術者として履行した実績を有していること。

【規定業務】

1. 発注者支援業務（工事監督支援業務）
2. 電線共同溝設計業務

<担当技術者>

業務実施上の条件として、次に示す2つの「規定業務」のうち、いずれか又は両方について、平成23年度以降に、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務の元請による業務において、管理技術者又は担当技術者として履行した実績を有していること。

【規定業務】

1. 発注者支援業務（工事監督支援業務）
2. 電線共同溝設計業務

③配置予定技術者の手持ち業務量

令和4年4月1日時点での手持ち業務量（本業務は、令和4年度の業務実施を想定しており、令和3年度中に完成または完成見込みの業務は手持ち業務に含めないものとする。）

<管理技術者、担当技術者>

全ての手持ち業務（管理技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である者。

※ 記載に当たっては、以下の事項に留意すること。

担当技術者の枠に対して、2名以上の担当技術者を配置しようとする場合は、それらの担当技術者について記載することは差し支えないが、評価点は記載された担当技術者のうち、最も高い者の評価点を採用する。

4. 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和4年2月25日（金）17時00分までに、大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）まで①～⑤を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥⑦も提出すること。

- ①参加表明書（様式－1）
- ②企業の業務実績書（様式－2）

- ③業務実施体制書（様式－３）
- ④配置予定技術者経歴書（様式－４）
- ⑤配置予定技術者実績書（様式－５）
- ⑥業務委託特別共同企業体結成届（様式－６の１）
- ⑦業務委託特別共同企業体協定書（様式－６の２）

2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式－１～６（A４判）に示されるとおりとする。なお文字サイズは 10 ポイント以上とする。

3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が過去に受託した 3. 1)に規定する業務の実績について 1 件以上記載する。 ・記載する業務は平成 23 年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注の元請による業務とする。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載様式は様式－２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各配置技術者の兼任は認めないものとする。 ・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ② 各構成員は、実施する分担業務に応じて 1 名以上の担当技術者を配置すること。 ③ 代表者が管理技術者を配置すること。 ④ 1 つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－３とする。

	<p>※業務の主たる部分とは、 本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。(以下同様)</p>
予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ・ 規定業務の実績を1件以上記載する。なお、平成23年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注の元請による業務を対象とする。 ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 記載様式は様式-4とする。 ・ 管理技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
予定技術者の過去10年間の規定業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績について1件毎記載する。 ・ 記載する業務は、平成23年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注の元請による業務とする。 ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。 ・ 記載する様式は様式-5とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

①提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため、持参することとする。

②提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)

③提出期限

令和4年2月25日(金)17時00分

④返信用封筒

選定または非選定通知の返信用封筒として、長形3号封筒に宛先を明記の上、特定記録料金を加えた所定の料金の切手を貼って、参加表明書と併せて提出するものとする。

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

①質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

eメールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jpで、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和4年2月17日（木）17時00分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

②質問に対する回答は、令和4年2月22日（火）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合があります。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

①技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

②技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和4年3月上旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参による。

①提出先 4.4)に同じ

②受付時間 9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

5. 技術提案書の特定

1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式ー7～10（A4判）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、提案書（様式ー7を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。・記載様式は様式ー8とする。（A4判片面1枚）
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none">・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。・記載にあたり、概念図、出展の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。・記載様式は様式ー9とし、テーマ毎にA4判片面4枚以内に記載する。・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・提出要請書に対する意見、特記仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。・記載様式は様式-10とし、A4判片面1枚以内に記載する。
見積書	<ul style="list-style-type: none">・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に内訳が分かるものを記載する。

4) 業務規模

業務規模の上限を5,800万円（消費税込み）とする。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることができる。

7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の過年度の関連資料を閲覧することができる。

（過年度業務委託内容）

平成元年度 御堂筋道路空間再編設計業務委託

令和2年度 令和2年度 御堂筋道路空間再編設計業務委託（緊急）

①閲覧場所：

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビル ITM 棟6階

大阪市建設局企画部企画課道路空間再編担当 電話(06)6615-6786

②閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

8) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

①提出方法：2部（正1部及び写し1部）を持参

②提出先：4.4)に同じ

③提出期限：令和4年3月23日（水）17時00分 必着

④返信用封筒：特定または非特定通知の返信用封筒として、長形3号封筒に宛先を明記の上、特定記録料金を加えた所定の料金の切手を貼って、技術提案書と併せて提出するものとする。

9) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式-7～10を併せて審査を行う。

10) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

①ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。

②ヒアリング時の追加資料は受理しない。

11) 技術提案書に関する質問の受付および回答

①質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビル ITM 棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

eメールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jpで、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和4年3月9日（水）17時00分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

②質問に対する回答は、令和4年3月15日（火）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合があ

る。

12) 技術提案書の特定について

- ①提出された技術提案書の中から、9)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。
- ②技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和4年4月中旬に参加者に通知する。
- ③技術提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

13) 非特定理由に関する事項

- ①提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。
- ②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求められることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③上記②の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面により行う。
- ④非特定理由の説明書請求の提出先及び受付時間は以下のとおりである。
 - I. 提出先：4. 4)の提出場所と同じ
 - II. 受付日時：9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも失格とする。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。技術提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解

を得なければならない。

- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員と、直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはいけない。
- 10) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 12) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中に配置技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置技術者を以下のa)～c)までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - a) 当該配置技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - b) 当該配置技術者等と同等の技術者資格を有する者
 - c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定配置技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書（様式－１）	○	
2	企業の過去１０年間の規定業務に関する実績書（様式－２）	○	
3	業務実施体制書（様式－３）	○	
4	予定技術者経歴書（様式－４）	○	
5	予定技術者の過去１０年間の規定業務実績書（様式－５）	○	
6-1	設計業務特別共同企業体結成届（様式－６の１）		
6-2	設計業務特別共同企業体協定書（様式－６の２）		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－７）	○	
2	業務実施計画書（様式－８）	○	
3	特定テーマに対する技術提案書（様式－９）	○	
4	その他（様式－１０）		
5	見積書	○	